

2 November 2010

CONVENTION ON BIOLOGICAL DIVERSITY
CONFERENCE OF THE PARTIES TO THE CONVENTION ON
BIOLOGICAL DIVERSITY

Tenth meeting
Nagoya, Japan, 18-29 October 2010
Agenda item 3

生物多様性条約に関する遺伝資源へのアクセスと

その利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書(A SEED JAPAN 仮訳・抜粋)

第 1 条
目的

この議定書の目的は、遺伝資源の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分であり、これは、適切な遺伝資源の取得の機会、全てのその資源及び技術に関わる権利を考慮した関連技術の移転、及び適切な資金を含むものであり、それによって生物多様性の保全とその構成要素の持続可能な利用に貢献することである。

第 2 条
定義

1. 条約の第 2 条に定義されている用語をこの議定書にも適用する。加えて、本議定書の目的上では、
 - (a) “締約国会議”とは条約に関する締約国会議をいう。
 - (b) “条約”とは生物多様性条約をいう。
 - (c) “遺伝資源の利用”とは、条約の第 2 条で定義されているバイオテクノロジーの応用を通してのものを含む、遺伝資源の遺伝的及び/もしくは生化学的合成物に関する研究開発を行うことをいう。
 - (d) “バイオテクノロジー”とは、条約の第 2 条で定義されているように、生物システム、生体又はその派生物を利用し、特定の用途のために製品や課程を作り出す又は改変するあらゆる応用技術をいう。
 - (e) “派生物”とは、たとえそれ自身が遺伝的機能を有していないとしても、生物資源もしくは遺伝資源の遺伝的発現もしくは代謝作用によって自然発生した生化学化合物をいう。

第 3 条
範囲

1. 本議定書は、条約の第 15 条の範囲における遺伝資源及びそのような資源の利用から生じた利益に対して適用する。本議定書は、条約の範囲における遺伝資源に関連した伝統的知識及びその知識の利用から生じた利益に対して適用する。

第 4 条
公正かつ衡平な利益配分

1. 条約第 15 条 3 項及び 7 項に従って、遺伝資源の利用、それに続く応用及び商業化から生じた利益は、その資源の原産国もしくは条約にしたがって遺伝資源を獲得した締約国である当該資源の提供国に公正かつ衡平な方法で配分されるものとする。そのような配分は、相互に合意する条件に基づくものとする。

1 bis 各締約国は、遺伝資源に対する先住民族及び地域住民の既得権利に関する国内法の下に先住民族及び地域住民が所有する遺伝資源の利用から生じた利益が、相互に合意する条件に基づき、公正かつ衡平な方法で関与する地域住民へ配分されることを保証する目的で、適宜、立法上、行政上もしくは政策上の措置を取る。

2. 1項を実施に移すために、各締約国は、適宜、立法上、行政上、もしくは政策上の措置を取る。

3. 利益は付属書に記載されたものに限定されない、金銭的及び非金銭的利益を含むことができる。

4. 各締約国は、遺伝資源に関連した伝統的知識の利用から生じた利益がそのような知識を保有する先住民族及び地域住民に公正かつ衡平な方法で配分されるよう、適宜、立法上、行政上もしくは政策的な措置を取る。そのような配分の仕方は相互に合意する条件に基づくものとする。

第5条 遺伝資源へのアクセス

1. 天然資源に対する主権的権利に従いつつ、アクセスと利益配分に関する国内法又は規制上の要件に従い、遺伝資源の利用のためのアクセスは、締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国である遺伝資源の提供国の事前の情報に基づく同意に従う。

1 bis. 国内法に従い、各締約国は、事前の情報に基づく同意又は承認及び先住民族及び地域住民の参画は、当該遺伝資源へのアクセスを与える既得権利を所有する場合、遺伝資源のアクセスのために獲得される保証を目的に、適宜、措置を取る。

2. 本条の1項に従い、事前の情報に基づく同意を求める各締約国は、適宜、必要な立法上、行政上、又は政策上の措置を取る。

(a) アクセスと利益配分に関する国内法もしくは規制上の要件に関する法的確実性、明確性及び透明性を提供すること。

(a bis) 遺伝資源へのアクセスに関する公正及び非独断的な規則及び手続きを提供すること。

(b) 事前の情報に基づく同意の申請方法に関する情報を提供すること。

(c) 費用対効果のある方法及び適当な時間内に、権限ある国内当局による明確で透明性のある文書の決定事項を提供する。

(d) 事前の情報に基づく同意を与えた決定事項及び相互に合意する条件の締結の証拠として、アクセスの時に、許可書、又はそれ同等のものを提供する。そして、適宜にアクセスと利益配分に関するクリアリングハウスに通知をする。

(e) 可能な場合、国内法に従い、遺伝資源のアクセスに関して、事前の情報に基づく同意又は許可及び先住民族及び地域住民の参画を伴って、その基準及び/又は手続きを設ける。

(f) 相互に合意する条件を要請し、締結する明確な規則及び手続きを設ける。その条件は、文書で書きとめ、以下をとりわけ含むことができる。

(i) 紛争解決条項

(ii) 知的財産権に関連する項目を含む利益配分に関する条件

(iii) もしあれば、二次的な第三者利用の条件及び

- (iii) 可能な場合、目的変更に関する条件

第 5 条 bis

遺伝資源に関連した伝統的知識へのアクセス

国内法にしたがって、各締約国は、先住民族及び地域住民が所有する遺伝資源に関連した伝統的知識が、事前の情報に基づく同意もしくは許可、及び先住民族並びに地域住民の参画を伴ってアクセスされ、相互に合意する条件が締結されたことを保証することを目的として、適宜、措置を取る。

第 6 条

特別な配慮事項

アクセスと利益配分に関する国内法もしくは規制上の要件の開発及び実施にあたり、各締約国は、

(a) 非商業研究の目的変更に対する必要性を配慮しつつ、非商業研究目的のためのアクセスに関する簡易的な措置を通じて、特に発展途上国での生物多様性の保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し、奨励する状況を構築する。

(b) 国内的に又は国際的に決められたように、人、動植物の健康に脅威又は損害を与える現実の又は差し迫った緊急事態に対して適切に配慮する。締約国は、特に発展途上国における遺伝資源への迅速なアクセス及び迅速な公正かつ衡平な配分の必要性を考慮するよう努める。

(c) 食糧と農業のための遺伝資源の重要性及び食糧危機のための特別な役割を考慮する。

第 7 条

保全及び持続可能な利用への貢献

締約国は、利用者及び提供者が遺伝資源の利用から生じた利益を生物多様性の保全並びにその構成要素の持続可能な利用に役立たせるよう奨励する。

第 7 条 bis

地球規模多国間利益配分メカニズム

締約国は、越境的もしくは事前の情報に基づく同意を与える又は獲得することが不可能な状況下で、遺伝資源及び遺伝資源に関連した伝統的知識の利用から生じた利益を公正かつ衡平に配分することを促進する目的で、地球規模多国間利益配分メカニズムの必要性とその体系を検討するものとする。遺伝資源及び遺伝資源に関連した伝統的知識の利用者から配分される利益は、このメカニズムを通じて、地球規模での生物多様性の保全並びにその構成要素の持続可能な利用を支援する目的に使われるものとする。

第 8 条

越境協力

1. 2 カ国以上の締約国域内で同じ遺伝資源の生息域が確認された場合、当該資源の締約国は本議定書を実施する目的で、可能な際は関係する先住民族及び地域住民の参画を伴い、適宜、協力するよう努力するものとする。

2. 遺伝資源に関連した同じ伝統的知識が、数カ国の締約国内に生活する 1 つもしくはそれ以上の先住民族及び地域住民間で共有されている場合、当該の締約国は本議定書を実施する目的で、関係する先住民族及び地域住民の参画を伴って、適宜、協力するよう努力するものとする。

第 9 条

遺伝資源に関連した伝統的知識

1. 本議定書の義務を実行に移すにあたり、締約国は、国内法に従い、遺伝資源に関連した伝統的知識に関して、可能な場合、先住民族及び地域住民の慣習法、コミュニティの慣習・儀礼法及び手続きを配慮する。
2. 締約国は、関係する先住民族及び地域住民の効果的な参画と共に、アクセスとその知識の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分のためのアクセスと利益配分に関するクリアリングハウスを通ずる利用可能な措置を含む義務について、遺伝資源に関連した伝統的知識の潜在的な利用者に伝達するための仕組みを構築する。
3. 締約国は、地域住民内にいる女性を含む下記の先住民族及び地域住民による開発を支援するために、適宜、努力する。

(a) 遺伝資源に関連した伝統的知識へのアクセスに関連するコミュニティの慣習・儀礼法及びその知識の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分。

(b) 遺伝資源に関連した伝統的知識の利用から生じた利益の公正かつ衡平な配分を保証するために相互に合意する条件の最低限の要件。

(c) 遺伝資源に関連した伝統的知識の利用から生じた利益配分のためのモデル契約条項

4. 本議定書の実行にあたり、締約国は、条約の目的に従い、先住民族及び地域住民間の遺伝資源及び関連する伝統的知識の慣習的な利用及び交換を、可能な限り、制限しない。

第 12 条

アクセスと利益配分に関する国内法又は規制上の要件の遵守

1. 各締約国は、自国の管轄圏内で利用されている遺伝資源が、当該の締約国のアクセスと利益配分に関する国内法もしくは規制上の要件の下、事前の情報に基づく同意に従ってアクセスされ、相互に合意する条件が締結されるよう規定するために、適切で効果的なそれ相応の立法上、行政上もしくは政策上の措置を取る。
2. 締約国は、1 項に従って採用された措置と共に不遵守の状況に対して適切で効果的なそれ相応の措置を取る。
3. 締約国は、1 項で言及されるアクセスと利益配分に関する国内法もしくは規制上の要件に対する違反として申し立てられた案件に関して、可能な限り適宜、協力する。

第 12 条 bis

遺伝資源に関連した伝統的知識へのアクセス及び利益配分に関する国内法もしくは規制上の要件の遵守

1. 各締約国は、自国の管轄圏内で利用されている遺伝資源に関連した伝統的知識が、当該の先住民族及び地域住民が住んでいる締約国のアクセスと利益配分に関する国内法もしくは規制上の要件の下、事前の情報に基づく同意又は許可、及び先住民族並びに地域住民の参画を伴ってアクセスされ、相互に合意する条件が締結されるよう規定するために、適切で効果的なそれ相応の立法上、行政上もしくは政策上の措置を適宜取る。
2. 各締約国は、1 項に従って採用された措置と共に不遵守の状況に対して適切で効果的なそれ相応の措置を取る。
3. 締約国は、1 項で言及されるアクセスと利益配分に関する国内法もしくは規制上の要件に対する違反として申し立てられた案件に関して、可能な限り適宜、協力する。

第 13 条

遺伝資源の利用の監視

1. 遵守を立証するために、各締約国は遺伝資源の利用の監視及び透明性を強調するための措置を適宜取る。そのような措置は以下のものを含む。

- (a) 以下のように、1つもしくはそれ以上のチェック機関を指定する。
 - (i) 指定された検査機関は、適宜、事前の情報に基づく同意、遺伝資源の出所、相互に合意する条件の締結、及び/もしくは遺伝資源の利用に関連した適切な情報を、収集もしくは受理するものである。
 - (ii) 各締約国は、指定された検査機関にて遺伝資源の利用者が前項で定められた情報を提供するよう、適宜及び指定された検査機関の独自の特性に基づいて要求する。各締約国は、不遵守の状況に対応するよう適切で効果的なそれ相応の措置を取るものとする。
 - (iii) 遵守に関する国際的に認知された認証書が利用可能な場合は、そこに記載された事項を含む、上記の情報が、秘匿情報保護の権利を侵害することなく、適宜、適切な国内当局、事前の情報に基づく同意を与えた締約国、及びアクセスと利益配分に関するクリアリングハウスに提供されることとなる。
 - (iv) 検査機関は効果的でなければならず、当条項(a)を実施するための適切な機能を持つものでなくてはならない。検査機関は、遺伝資源の利用、もしくは関連する情報、とりわけ研究、開発、革新、商業化前、又は商業化のあらゆる段階での情報の収集に適切な機関とする。
- (b) 遺伝資源の利用者及び提供者に対して、相互に合意する条件の中に、報告の要求も含めた条件の実施に関する情報を共有する旨の条項を含むよう奨励する。
- (c) 費用効率が高いコミュニケーション手段及びシステムを導入するよう奨励する。

2. 第5条2項(d)に従って発給され、アクセスと利益配分に関するクリアリングハウスを通して利用可能となる許可書もしくはそれ同等のものは遵守に関する国際的に認知された認証書を構成するものとする。

3. 遵守に関する国際的に認知された認証書は、記載された遺伝資源が、事前の情報に基づく同意を提供した締約国のアクセスと利益配分に関する国内法もしくは規制上の要件の下、事前の情報に基づく同意に従ってアクセスされ、相互に合意する条件が締結されたことを証明するものとする。

4. 遵守に関する国際的に認知された認証書は、それが秘匿でない場合、以下の情報を最低限含むものとする。

- (a) 発給した機関
- (b) 発給の日付
- (c) 提供者
- (d) 認証書の一意識別名
- (e) 事前の情報に基づく同意を与えられた人もしくは機関
- (f) 認証書の適用を受ける遺伝資源もしくはその要旨
- (g) 相互に合意された条件が締結されたことの確認
- (h bis) 事前の情報に基づく同意が取得されたことの確認；及び
- (h) 商業及び/もしくは非商業利用

第 14 条 **相互に合意する条件の遵守**

1. 第 5 条 2 項(f)、(i)及び第 5 条 bis を実施するにあたり、各締約国は、遺伝資源及び/又は遺伝資源に関連した伝統的知識の提供者と利用者に対し、適切な場合には、相互に合意する条件として、以下の事項を含む紛争解決の条項を含むよう奨励する。

- (a) あらゆる紛争解決手続きを受ける司法権
- (b) 適用されうる法律及び/又は
- (c) 調停もしくは仲裁のような、代替的な紛争解決に関する選択肢

2. 各締約国は、紛争の際の管轄権に関する条件を持った法的制度の下で、資源を探索する機会を保証する。

3. 各締約国は、以下の事項に関して適宜、効果的な措置を取る。

- (a) 司法へのアクセス
- (b) 外国判決と仲裁判断の相互の執行及び国家承認に関する仕組みの利用

4. 本条の有効性は、本議定書第 25 条に従い開かれる締約国の会合としての締約国会議において見直されるものとする。

第 15 条 **モデル契約条項**

1. 各締約国は、適宜、相互に合意する条件のための分野別及び分野横断的なモデル契約条項を開発、更新し、利用することを奨励する。

2. 本議定書の締約国の会合として開かれる締約国会議は、定期的に分野別及び分野横断的なモデル契約条項を評価するものとする。

第 16 条 **行動規範、指針並びに最優良事例及び/又は基準**

1. 各締約国は、適宜、アクセスと利益配分に関する自発的な行動規範、指針、並びに最優良事例及び/又は基準の開発、更新、利用を奨励する。

2. 本議定書の締約国の会合として開かれる締約国会議は、定期的に、自発的な行動規範、指針、並びに最優良事例及び/又は基準の有用性を評価し、詳細な行動規範、指針、並びに最優良事例及び/又は基準の採択を検討する。